

講師派遣取扱約款

(総則)

第1条 この約款は、地域医療連携推進法人尾三会（以下「尾三会」という）の定款第5条第1号に掲げる「医療・介護従事者の資質向上の関する共同研修」事業（以下「本事業」という）として行われる講師派遣に関し、尾三会の社員に共通して適用する事項を定めることを目的とする。

(目的)

第2条 尾三会は、各社員が医療・介護従事者の質を向上することで、地域医療構想の実現に寄与するため、各社員が業務知識を習得し、業務遂行能力の向上を図ることを目的として、講師派遣を実施する。

(適用範囲)

第3条 この約款は、尾三会の社員（法人内関連施設を含む）を対象とする。

(講師依頼)

第4条 社員は、医療・介護従事者の質を向上するために必要な研修等について、尾三会通过して尾三会の社員に所属する職員による講師派遣を依頼できる。

2. 講師派遣を依頼する社員（以下「依頼元」という）は、所定の申込書に必要事項を記入の上、開催希望日の1か月前までに、尾三会に対し、所定の方法により提出する。

3. 尾三会は、職員を講師として派遣できる社員（以下「依頼先」という）に対し、講師の派遣依頼があった旨を連絡する。

4. 依頼先は、講師を決定し次第、尾三会通过して依頼元に対し、伝える。なお、日程調整は、依頼元及び依頼先とも、尾三会通过して行う。

5. 開催日時及び講師が決定したときは、尾三会は、依頼書（当該施設の代表者宛・当該部署の代表者宛・講師宛の3通）を作成し、依頼先に対し送付する。なお、当該依頼書の送付をもって依頼先に対する正式な依頼とする。

6. 尾三会は、依頼元に対し、決定通知及び講師派遣料等の請求書を送付する。

7. 依頼元は、請求書の金額（第8条に定める講師派遣料及び第9条に定める事業参加費）を開催予定日の1週間前までに、尾三会在指定する銀行口座への振込送金により支払う。なお、振込手数料は依頼元の負担とする。

(準備等)

第5条 研修等に必要物品又は費用は、依頼元の負担とする。

2. 開催当日の会場設営、その他物品の用意等は、依頼元が行う。

3. その他研修等に関する具体的な事項については、依頼元及び依頼先において、協議し決定するものとする。なお、協議に際しての連絡窓口は、尾三会在行う。

(講師派遣)

第6条 依頼先は、依頼元に対し、開催予定日に講師を派遣する。

2. 開催場所までの交通手段は、依頼先にて用意する。

(報告)

第7条 依頼元は、研修終了後1週間以内に、尾三会对し、所定の報告書を提出する。

2. 尾三会の前項に定める報告書の確認をもって研修等の終了とみなす。

(講師派遣料)

第8条 講師派遣料は、尾三会の見積りに基づいて、依頼先と協議して定める。ただし、次の各号に掲げる事由が生じたときは、当該各号に掲げる金額を別途追加する。

(1) 依頼元及び依頼先の施設間の直線距離が15kmを超える場合 交通費相当額として一律2,000円

(2) 講師が移動する際、高速道路等有料道路を使用した場合(事前に使用についての依頼元の承諾があり、領収証を提出した場合に限る) 有料道路料金実費

2. 尾三会は、研修等の終了後1週間以内に、依頼先の指定に従い、講師個人又は依頼先に対し、講師派遣料を支払う。

3. 講師派遣料の支払方法は、支払先に応じて次の各号に掲げる方法による。

(1) 講師個人に対する支払方法 源泉徴収した上、本人に対し直接手渡し又は本人名義の口座への振込送金

(2) 依頼先に対する支払方法 依頼先の指定口座への振込送金

(事業参加費)

第9条 本事業に係る必要経費たる事業参加費(以下「事業参加費」という)は、1回あたり2,000円とする。

(研修等の中止)

第10条 依頼元は、尾三会对し、開催予定日の1週間前までに申し出ることにより、研修等を中止することができる。

2. 尾三会が依頼元に対して請求した金額の入金の確認ができない場合は、研修等の中止とみなして取扱う。ただし、やむを得ず第4条第7項に定める期日までに入金できない場合において、直ちに尾三会对し連絡の上、開催予定日までに遅滞なく入金されるときは、この限りではない。

(禁止事項)

第11条 研修等の内容について、録画・録音・資料の複製・外部流出は禁止とする。

(免責事項)

第 12 条 依頼元は、開催予定時刻に講師が到着しないか又はその見込みがない場合、尾三会と善後策を協議する。

2. 事由の如何を問わず、開催予定日又は開催予定時刻に講師を派遣できない場合の尾三会の責任は、依頼元との代替日の協議に限られる。

3. 依頼元と尾三会の間で、前項の代替日の協議が調わないときは、当該研修等は中止とする。なお、この場合、尾三会は依頼元に対し、講師派遣料を返金するが、事業参加費については返金しない。

附則

この約款は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。